

2002年12月10日

東京外国為替市場委員会第59回会合議事録

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 開催日時  | 2002年11月26日13:00～16:15 |
| 場所    | 日本銀行本店新館9階大会議室         |
| 議長    | 荻野 哲司(東京三菱銀行)          |
| 副議長   | 小林 和成(ステート・ストリート銀行)    |
| 副議長   | 加島 章雄(みずほコーポレート銀行)     |
| 書記    | 川添 敬(日本銀行)             |
| 参加委員数 | 17名(別紙)                |

委員選任の件

荻野議長(東京三菱銀行)より、小田委員(みずほコーポレート銀行)から辞意が表明されたこと、これに伴い委員の公募を行ったところ、下記の立候補者届のあったことが報告されました。

加島 章雄(みずほコーポレート銀行)

上記立候補者について、提出書類に基づく審査、立候補者の所信表明を経て、委員による投票が行われ、全会一致で選任されました。同時に、副議長の辞任に伴う選出が行われ、満場一致で加島委員が副議長に選任されました。また、常設小委員会として設置された市場調査小委員会の小委員長の職も併せて引き継ぐこととなりました。

Code of Conduct 改訂

中島 Code of Conduct 小委員長(スタンダード・チャータード銀行)より、最終改訂版 Code of Conduct のドラフトに関し、11月7、25日に開催された小委員会会合における議論を受け、以下の修正を行った旨報告がありました。

- ・「管理者(=部門長、部長等)」、「監督者(=課長、グループ長等管理者の下にいる取り纏め役)」の定義を明記した。
- ・第18条(「相場の呈示と締結」)はボイス・ブローカー取引を前提とした文言が多く、その部分については大きく省くこととした。
- ・第19条(「電子取引」)付されていた前文は、他の条文との平仄に配慮し、省略する。
- ・第21条(「資金受け渡し方法」)に関しては、条文全体を簡略化する方向で検討中だが、作業にあたっては、まず野口オブザーバー(マネー・ブローカーズ・アソシエーション)を通じてブローカーの意見を求める。

また、用語集、特に NDF 関連用語については、NDF 小委からのドラフト案を受け、

Code of Conduct 小委が内容を確認することとなりました。この際に、NDF 取引の事例を「取引の基本動作」の解説に入れることが報告、承認されました。

今後の予定としては、1月23日に臨時本会合を開催し、その席で最終版ドラフトの読み合わせを行うこと、および次回本委員会会合（1月29日）にて最終版を検討することが提案、承認されました。

#### 市場開始時刻問題（シドニーAM5時）

今井委員（UFJ 銀行）より、月曜日の為替取引開始時刻はシドニー5時ということになっているが、その時間帯は参加行も限られ、市場流動性も低いという実態とともに、複数の銀行から、こうした現状を踏まえて取引開始時刻をシドニー7時～8時に出来ないかとの声が聞かれるとの報告がありました。

これを受け、各委員より、「バリア系のオプションの判定は、月曜日シドニー5時からという慣行もあるが、取引開始時刻を遅らせることにかかる問題は逆に言えばそれだけである。海外の市場委等に働きかけてコンファメーションや慣行を変えていけばよいのではないか」、「シドニー時間の5～6時は市場流動性が極めて乏しい一方で、市場開始時刻がシドニーAM5時となっていることから、ストップロスやバリア絡みのオーダーを付ける為に、不自然な値動きとなるケースもある」、「開始時刻についてはACI Model Codeでも同様に『シドニー5時』と明記されていることもあり、その改訂に関する趨勢を見ながら議論しても良いのではないか」、等の意見がありました。

議論の結果、東京市場だけは決定できないという問題の性質上、まずはこれまでの議論の経緯を調べるとともに、海外の関係者から、週の為替取引開始時刻を月曜日シドニー時間7時とすることについて感触を探ることを決定しました。

#### 各小委員会活動報告

各小委員会より、活動状況について以下の通り報告がありました。

##### (1) 教育小委員会

今井小委員長より、11月28日（木）開催予定のフォレックスセミナーに関し、参加者の募集を行った結果、76名と多くの出席希望がある旨、報告がありました。

##### (2) 広報小委員会

神田小委員長（ロイター・ジャパン）より、当委員会の活動が強化され、各小委員会においてはアンケート調査、セミナー等の啓蒙活動等の際に問い合わせや意見受付の窓口が必要になっている中、川添委員が書記の立場にあることにも鑑み、日本銀行のEメールシステムの下に委員会専用Eメールアドレスを取得することを検討することが提案され、了承されました。

##### (3) 市場調査小委員会

小田前小委員長（みずほコーポレート銀行）より、11月13日開催の小委員会会合における議論に基き、以下の報告がありました。

「東京外為市場の活性化」という最終目的を意識しつつ、基礎的情報の収集・分析から着手するという意味で、小委員会名は「市場調査小委員会」としたい。

小委員会の活動の方向性としては、先ず、東京外為市場の現状を把握・分析したうえで小委として実行可能性のある活動の有無を検討する。そして、検討結果を踏まえ、小委員会活動の成果をレポートにすることが考えられる。

運営小委員会との機能の線引きについては、市場で発生する新たな個別事象をプロジェクト小委員会として専門に検討すべきテーマかどうかを運営小委員会判断するのに対し、当小委は足元の市場の現状を明確にするものであること。

#### (4) NDF 小委員会

11月12日に行われた小委会合における議論に基き、稲村小委員長（シティバンク）より、以下の報告がありました。

NDF取引にかかるコンファメーションの授受が行われない理由についてのアンケートについて、(a)送付対象行（国内外の銀行・証券）、(b)送付時期（国内行は12月1日、海外行は来年1月初旬）、(c)回収期限（国内行は12月20日まで、海外行は1月末まで）、(d)回収方法等について決定した。

同アンケートについては、当委員会および日本フォレックスクラブのホームページに掲載する。

同アンケートの内容に関し、下記の質問事項を追加することを検討、決定した。

- (a) 最も取引量の多い通貨
- (b) 今後のNDF取引に関する予定
- (c) 顧客ビジネスの状況
- (d) 今後の取引スタンス（ブローカーかダイレクトか）
- (e) NDF取引をどのようにコンファームしているか

改訂版 Code of Conduct 掲載用のNDF用語集に関しては、小委員会で再検討を行った結果、上記 Code of Conduct 小委活動報告の通りの変更があったほか、ISDA用語と市場用語の関連や、Disruption Eventにかかる内容につき、掲載区分等の変更を行った。

上記報告はいずれも了承され、用語集の内容についてはNDF小委に一任されることとなりました。

他方、日本銀行によるヒアリング結果に基づき、アルゼンチンの変動相場移行時の

NDF 取引に関する措置として、決済や Price Source Disruption 関連で発生した問題について EMTA が取った措置について報告がありました。

#### (5) CLS 小委員会

市川小委員長（みずほ銀行）より、以下の報告がありました。

CLS 小委の当座の活動目的である Code of Conduct 用の CLS 関連文言策定の前提として、当小委としての合意を以下の通り得た。

- (a) CLS 適格取引については CLS 決済で行われることがベストプラクティスとなっている。
- (b) CLS 適格取引にもかかわらず CLS 決済としない場合は、取引を約定する毎に非 CLS 決済である旨を相手先に事前に明示・承諾を受けること。
- (c) ボイスブローカー経由の取引に関して、ボイスブローカーは従来通り SSI 情報に基づいた決済情報を提供するが、上記(a)の大原則に鑑み、CLS 適格取引の場合はボイスブローカーのコンファメーション上の決済情報に関わらず CLS 決済とする。
- (d) Standard Settlement Instruction (SSI) の詳細を交換している相手同士における取引締結に関しては、フロントにおいて取引締結時の決済情報の明示・交換は必ずしも必要ではない。

に基き、Code of Conduct の決済情報明示に関わる条項（第 16 条「資金受渡し方法」）に関し、特例として CLS 決済情報に関わるブローカー責務の削除、および金融機関からブローカーへの CLS 決済情報不通知を事項として加筆したい。

上記報告を受け、特に について議論が行われました。主な内容は以下の通り。「現状、金融機関のフロントサイドにおける決済情報の通知が全く行われていなかったり、決済情報が異なっていたとしても、あるいは EBS 上で CLS 決済取引としてマッチしていないようなケースでも、バックオフィス間で CLS 決済が行われているというのが現状。今は問題が顕現化していないものの、サードパーティーが今後 CLS に参加した場合にこうしたことは大きな事故に繋がるのではないか」、「ブローカーに CLS 参加情報を提出しない銀行が多いことも上記のような慣行を成立させる要因となっている」、「CLS 決済取引に関し、ブローカーが正しい決済情報を保有していないことが少なくないことから、ブローカーに CLS 決済を含む決済情報の伝達義務を負わせるのは困難ではないか」。

議論の結果、上記 、 双方の点について当委員会委員が所属機関のバックオフィスおよびリスク管理部門等の意見を確認すると同時に（ボイス）ブローカーサイドの意見と併せ、小委員会に諮ることとなりました。

#### . その他

<アジア3極市場委員会合同会合>

中島委員より、クアラルンプールにて開催されたフォレックス大会に合わせ、11月1日に東京、香港、シンガポールの外為市場委による合同委員会が開催されたこと、およびその内容につき報告がありました。討議の項目は以下の通り。

CLS

Non Deliverable Products

Code of Conduct / Money Laundering (know your customer および unidentified counterparty との取引について)

アジアにおける E-trade がもたらす影響について

以 上

(別紙)

東京外国為替市場委員会委員名簿 (11月26日現在)

< 委員 >

|                      |       |                            |
|----------------------|-------|----------------------------|
| 議長                   | 荻野 哲司 | (東京三菱銀行)                   |
| 副議長                  | 加島 章雄 | (みずほコーポレート銀行)              |
| 副議長                  | 小林 和成 | (ステート・ストリート銀行)             |
| 書記                   | 川添 敬  | (日本銀行)                     |
| 運営小委員長               | 加藤 博光 | (野村証券)                     |
| 広報小委員長               | 神田 紀昭 | (ロイヤル・ジャパン)                |
| 教育小委員長               | 今井 雅人 | (UFJ 銀行)                   |
| 法律問題小委員長             | 金上 孝  | (三菱信託銀行)                   |
| E コマース小委員長           | 野手 弘一 | (三井住友銀行)                   |
| CLS 小委員長             | 市川 亨  | (みずほ銀行)                    |
| NDF/CFD 小委員長         | 稲村 秀彦 | (シティバンク)                   |
| Code of Conduct 小委員長 | 中島 尚彦 | (スタンダードチャータード銀行)           |
|                      | 花生 浩介 | (ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド)      |
|                      | 梨本 忠彦 | (パークレイズ銀行)                 |
|                      | 竹川 雅祥 | (メッセリッチ日本証券)               |
|                      | 石川 栄一 | (イービー・エス・ディーリング・リソース・ジャパン) |
|                      | 伊藤 一雄 | (トウキョウフレックス上田ハロー)          |
|                      | 小田 克彦 | (みずほコーポレート銀行)              |

< オブザーバー >

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 野口 嘉彦 | (マネー・ブローカーズ・アソシエーション) |
| 中田 勝紀 | (日本銀行)                |
| 居村 元  | (東京三菱銀行)              |
| 竹中 浩一 | (みずほコーポレート銀行)         |

(注) 敬称略 (順不同)。 は今回出席。